

養子縁組等に関する実態調査結果概要

法務省民事局

- 1 調査対象 全市区町村
- 2 調査期間 平成22年1月1日(金)から同年3月31日(水)までの3か月間
- 3 調査方法 市区町村が、2の期間内に受理した養子縁組の届出について、調査票を作成

調査期間内における調査票作成数	31,275 件
養子が外国人である事件数	537 件
当事者双方が日本人である事件数	30,613 件
うち養子が成年である事件数	11,952 件

※以下の集計は、当事者双方が日本人であり、養子が成人である場合に限る。

養親と養子の年齢差が5歳以内である事件数	295 件
養親戸籍に養子縁組・離縁事項の記載がある事件数	2,196 件
うち養子縁組・離縁事項の記載が3件以上ある事件数	189 件
養親戸籍における過去1年内の養子縁組・離縁事項の記載が3件以上ある事件数	92 件
養子戸籍に養子縁組・離縁事項の記載がある事件数	871 件
うち養子縁組・離縁事項の記載が3件以上ある事件数	86 件
養子戸籍における過去1年内の養子縁組・離縁事項の記載が3件以上ある事件数	41 件
養親のみ住民票上の住所が消除されている事件数	83 件
養子のみ住民票上の住所が消除されている事件数	210 件
養親と養子の双方の住民票上の住所が消除されている事件数	67 件